

一般財団法人日本救急医療財団 助成金等交付規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、一般財団法人日本救急医療財団（以下「本財団」という。）定款第4条第1号に掲げる事業に係る助成金及び褒賞金（以下「助成金等」という。）に関する交付及び交付後の管理を公正かつ厳正に行うため、必要な事項を定めるものである。

(委員会及び委員)

第1条の2 本財団の助成金交付事業の適正かつ円滑な運営を図るため、研究助成先選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、理事長の諮問に応じて本財団の事業に係る助成対象の選考並びに助成金額及び助成方法の決定を行い、これを理事長に答申する。
- 3 委員会の委員は、5人以上10人以内とし、本財団の事業に関し専門的知識を有する者のうちから、理事長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし再任はさまたげない。ただし、任期は原則として3期までとし、補欠の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(助成金等の交付対象)

第2条 助成金等は、本財団定款第3条に定める目的にかなう研究を行う研究機関又は研究者に、これを交付する。

(交付の対象となる経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、主として、研究に直接要する物品の購入費用、その他研究推進に必要な費用又は渡航費・滞在費、海外留学及び海外視察に直接要する費用並びに研究成果の刊行費用とする。

第2章 助成金等交付手続

(募集手続)

- 第4条 助成金の交付対象者を選出するため、毎年1回公開された専門誌に公告を掲載して、申請者を募集するほか、学会、大学等の外部機関に対し、推薦を依頼することができる。
- 2 褒賞金の対象者を選出するため、毎年1回全国の主要学会、大学、本財団の役員、褒賞金の

既受賞者等に候補者の推薦を依頼することができる。

- 3 募集方法、募集人員、募集時期、推薦依頼に関する事項、交付金額等、交付対象者選出のために必要な事項は、理事会で定める。

(選考)

第5条 助成金等の交付対象者の選考は、委員会が公正かつ厳正に、これを行うものとする。

(選出及び結果の発表)

第6条 委員会において交付対象者の選考手続きが終了した場合、理事会及び評議員会は委員会の選考結果の報告に基づき、交付対象者及び交付金額を決定し、理事長は、その結果を第4条第1項の公告に用いたのと同じの専門誌に発表するとともに、決定された交付対象者にその旨を通知する。学会、大学等に対し、推薦を依頼した場合は、当該機関に対しても、その結果を通知するものとする。

第3章 委員会の運営

(招集)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会を招集するには、会日の1週間前までに各委員会に対して書面をもって、その旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知には、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載するものとする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、委員のうちから理事長が指名する。

(定足数及び議決要件)

第9条 委員会は、過半数の委員の出席により成立し、委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成によりこれをなすものとする。

(議事録)

第10条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成し、議長が記名捺印するものとする。

(選考結果の報告)

第11条 委員長は、理事長に対し、前条の議事録を添えて選考結果を報告するものとする。

第4章 受給者の義務

(収支の報告等)

第12条 第6条に基づき決定された助成金の交付対象者（以下「受給者」という。）は、助成金の収支に関する報告及び研究経過報告書又は研修経過報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

(研究題目の変更又は研究等の中止)

第13条 受給者が助成金の交付の対象となっている研究題目若しくは研修題目に関し重要な変更をしようとするとき、又は研究若しくは研修を中止しようとするときは、その旨を理事長に報告し、その承認を得なければならない。

(研究等の報告)

第14条 受給者は、研究結果又は研修成果を理事会に書面をもって報告しなければならない。
2 本財団は、第12条の経過報告書及び前項の報告書の全部又は一部につき、刊行物その他の適宜の方法をもって発表することができる。

(研究等の発表)

第15条 受給者が研究結果又は研修成果を発表する場合は、本財団から助成金の交付を受けて行ったものであることを明らかにしなければならない。
2 受給者が研究結果又は研修成果を刊行物に掲載した場合は、その写しを添付して、理事長に報告しなければならない。

(その他の義務)

第16条 受給者は、その選出された意義を十分認識し、研究結果又は研修成果をあげるよう最大の努力を払わなければならない。

第5章 その他

(取消し又は返還要求)

第17条 理事長は、受給者が次の各号の一に該当すると認めた場合は、理事会及び評議員会の議決を経て、助成金の交付決定の取消し、又は返還を求めることができる。褒賞金の受賞者が第2号又は第3号に該当した場合も同様とする。

- (1) 助成金の交付による研究又は研修を中止したい旨の申し出でのあったとき。
- (2) 本規程に違反のあったとき。

(3) その他受給者又は受賞者としてふさわしくない行為があったとき、又は特別の事情があるとき

(補 則)

第18条 この規程の実施について必要な細則は、理事長が別に定めることができる。

附 則

本規程は、設立許可のあった日から施行する。

附 則

- 1 この規程の改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改正前に改正前の寄附行為第35条第3項の規定に基づき委嘱された選考委員は、この規程により委嘱された委員とみなす。

附 則

この規程の改正は、平成17年11月15日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成20年6月25日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。